

議案第 20 号

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準について，厚生労働省令に準ずる規定に改めるとともに，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「人員，設備及び運営」を「運営等」に改める。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「。以下「法」という。」を削り，「第4項」を「第4項，第78条の2の2第1項」に，「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営等」を「指定地域密着型サービス（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）の事業者の指定並びに事業の人員，設備及び運営」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（事業者の指定の基準）

第2条 介護保険法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は，29人以下とする。

2 介護保険法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は，法人とする。この場合において，規則で定めるときにあっては，前段中「法人」とあるのは，「法人及び規則で定める者」とする。

（運営等の基準）

第3条 第1条に規定する基準（前条の規定に該当する部分を除く。）については，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に準ずるものとする。ただし，規

則で定めるものにあつては、この限りでない。

第2章から第9章までを削る。

第10章の章名を削る。

第203条を第4条とする。

附則第2項から第19項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。